

香芝・旭ヶ丘ニュータウン自治会館管理規定

（目的）

第1条 この規定は、香芝・旭ヶ丘ニュータウン自治会館（以下「会館」という）の管理及び運営を適切に行うために定めるものとする。

（会館の位置づけ）

第2条 会館は、自治会活動の拠点として、また、自治会員（以下「会員」という）相互の福祉増進を図る中枢施設として、ボランティア活動の推進及び文化・教養の促進などのために使用する。

（維持管理）

第3条 会員は、自治会館の清掃等維持管理に努めなければならない。

（管理委員会と館長）

第4条 会館の管理及び運営を適正に行うため、管理委員会を置く。

2. 管理委員会は、自治会長、副会長、事務局長、会計、他の自治会役員（若干名）をもって構成する。
3. 館長は、自治会長とする。

（優先使用）

第5条 会館の使用は、自治会活動のための使用を最優先とする。

2. 次の各号の一に該当する場合、既に他の者に承認した使用許可を取り消し、または日時の変更を求めることができる。

- (1)自治会が緊急業務に使用するとき。
- (2)災害時における救護所又は避難所として使用するとき。
- (3)会員が葬儀場として使用するとき。
- (4)前各号の他、館長が緊急、止むを得ないと認めたとき。

（使用の許可）

第6条 会館を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。

2. 会館の備品を使用しようとする時、又は特別の付加設備等を使用しようとする時は、館長の許可を受けなければならない。
3. 会員でない者が使用する時、又は営利目的とする使用については、館長は管理委員会での協議を経て、許可を与えることができる。
4. 会館を同じ使用目的で定期的に使用しようとする者に対しては、館長は管理委員会に報告し、許可を与えることができる。

（使用許可の制限）

第7条 次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1)公序良俗に反すると認めるとき。
- (2)本規定の第2条に反すると認めるとき。
- (3)会館の管理上支障があると認めるとき。

(会館使用料)

第 8 条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という)は、自治会館運用細則に定める会館使用料を前納しなければならない。

2 . 次の各号の一に該当する使用の場合は、減免することができる。

(1)自治会が使用するとき。

(2)前号の他、館長が認めた者が使用するとき。

(納入)

第 9 条 納入された会館使用料は、自治会の一般会計に入金する。

(会館使用料の返金)

第 1 0 条 使用日の 2 日前までに使用取り消しの連絡があったときは、既納した会館使用料を返金する。

2 . 優先使用による使用取り消しの場合は、既納した会館使用料を返金する。

(使用時間)

第 1 1 条 会館の使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

ただし、館長が認めた場合はこの限りでない。

(使用者の遵守事項)

第 1 2 条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)会館近隣の住民に迷惑となる行為をしないこと。

(2)設備及び備品類を他人に転貸、使用目的以外に使用しないこと。

(3)清掃及び整理、整頓に努めること。

(4)その他、館長の指示に従うこと。

(入館の禁止)

第 1 3 条 館長は、前条の遵守事項を守らない者は、入館を禁止し、退館させることができる。

(損害賠償)

第 1 4 条 使用者は、会館使用中に建物、設備、備品等を毀損し、または滅失したときは、速やかに館長に連絡し、その損害を賠償しなければならない。

(防火管理者)

第 1 5 条 館長は、会員の中から防火管理者を指名することができる。

(規定の改定)

第 1 6 条 この規定は、自治会役員会で審議し、承認をもって改定することができる。

(その他)

第 1 7 条 この規定以外の必要事項については、別に定める自治会館運用細則に従う。

附 則

この規定は、平成 2 0 年 4 月 2 0 日から施行する。